

第24期第23回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年6月10日(金)午前10時から午前11時半まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井之口喜實夫、尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、瀧島規秀、西貝孝之、半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計13名
- 4 欠席委員 井口哲哉、榎本重恭、田中大代 計3名
- 5 議 案
  - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1号)
  - (2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第2～6号)
  - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第7号)
- 6 協 議
  - (1) 農業委員会活動の点検・評価について
- 7 報 告
  - (1) 農地法第3条の3に基づく届出の受理について
  - (2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
  - (3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。第24期第23回練馬区農業委員会総会の開催に先立ちまして、事務局より半田保之委員のオンライン参加に関する説明があります。

事 務 局 農業委員会総会へのオンライン参加についてご報告いたします。令和2年4月17日付全国農業会議所通知『新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大されたことに伴う農業委員会の総会について』より「タブレット端末等を活用して、離れた場所でも出席委員が同時に議事の審議を行い、合議体としての意思決定や会議の公開を実現できるのであれば、これらの方法による総会は可能である」と明記されております。これにより半田保之委員のオンラインによる参加が可能であり、オンライン出席者を定数に含めること、および議事に対する半田保之委員の議決権の行使については可能であると判断しました。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 事務局から説明があったとおりです。半田保之委員のオンライン参加について、皆様からの同意を得たいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

では、半田保之委員のオンライン出席を認めます。引き続き事務局より半田保之委員の参加方法について説明があります。

事 務 局 引き続き、ご説明いたします。オンライン会議専用アプリを利用して半田保之委員の自宅パソコンと会議場を中継しております。会議場の音声は中央に設置しております集音マイクにより、半田保之委員の元に届きます。また半田保之委員が発言する際には、事務局職員が挙手をした後に半田保之委員に発言していただきます。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 よろしいでしょうか。それでは、これより第 23 回練馬区農業委員会  
総会を開催いたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は13名、欠席委員数は 3 名、欠席の届け出の  
あった委員は井口哲哉委員、榎本重恭委員、田中大代委員です。総  
会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、  
本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、相原和彦委員と石手啓夫委員にお願いします。  
それでは、議案の審議に入ります。  
総会資料 2 ページ、議案第 1 号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 1 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計  
画の決定について」です。

令和 4 年 5 月 2 日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4  
条第 3 項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議  
があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認  
められるため、下記のとおり決定する。

**【申請者、土地所有者、申請地の所在などについて説明】**

引き続き、ご説明をいたします。別冊資料のインデックス 3 をお開  
きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借す  
る場合の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、  
その後担当委員による現地確認調査を行いました。現在は、総会で  
の判断の部分となります。続きまして、4 ページをお願いします。  
今回の申請者はその他の一般法人となりますので、記載の認定要件  
のすべてを満たす必要があります。議案の 4 ページにお戻りくださ  
い。4 ページから10ページまでが事業計画の認定申請書となってお

ります。1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所は記載のとおりです。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の始期は令和4年7月1日で、期間は5年間です。5ページをお願いします。

3 都市農地における耕作の事業の内容は、イとしましては、ワイン用ブドウ樹を栽培し、全量東京ワイナリーでワインを醸造し、併設販売所にて販売と行う。また、一部は練馬区内あるいは東京都内の酒販店や飲食店へ卸すほか、区内で行われているねりマルシェや西武グリーンマルシェなどイベントへの出店・販売を行い、地元根付いた販売を主として行うとのこと。ロの(1)としましては、畑での作業は、近隣に住んでいる一般の住民にボランティアとして手伝ってもらう形を取る。ワイン用ブドウ樹の栽培は都内ではとても珍しいものなので、ワインが好きな方、畑作業に興味がある方など、いろいろな興味を持つ住民の方が栽培の体験を通して、ふれあい、楽しみ、都市の農業のあり方に興味を持ってもらうきっかけになればと考えるとのこと。ハの(3)としましては、そういった新しい取組みを発信、拡張していく1つのきっかけになればと考える。

また、現在「ねりまワインプロジェクト」という取り組みを、練馬区や近隣の農家、飲食店と進めているが、地域が農地を守り支えていくという仕組みづくりは、都市農業の1つの振興ではないかと考えるとのこと。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。6ページをお願いいたします。

4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状100日、賃借権等の設定後も100日です。II 選択項目です。申請者はア及びウ以外の法人ですので、記載が必要な項目は5-1、5-2、6、7及び8となります。

5-1 申請者が現に所有権ならびに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況は、借入地で樹園地1,710㎡となっております。5-2の(1) 作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、樹園地3,008㎡でブドウを作付けするとの

ことです。7ページをお願いします。(2)大農機具はすべて法人の執行役員が所有するものであり、トラクター1台、バックホー1台、耕運機1台、堆肥散布機1台と管理機1台となっております。(3)農作業に従事する者は、常時雇用している労働職は1人で、農作業歴は43年です。また、1人増員予定で、農作業歴は3年です。6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺農地への農業上の利用による影響はありません。また、農薬の使用についてはワイン用ブドウはあまり農薬を使用しないため問題はないと考えますが、地域の防除基準に従いますとのこと。7 地域との役割分担の状況は、農地を適正に管理するとともに、地域農業者と積極的に関わりを持ち連携を図ることで、良好な都市農地の保全に取り組みますとのこと。8ページをお願いいたします。8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従事計画は記載のとおりです。11ページをお願いいたします。11ページと12ページは農地賃貸借契約書です。お目通しください。13ページと14ページは貸借地における営農計画ですので、お目通しください。15ページから17ページまで申請者より添付された資料がございます。お目通しください。2ページにお戻りください。事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、瀧島規秀委員をお願いします。

瀧島規秀委員

5月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑には切り花が道路沿いに植えられているほか、カキやモモ、ジャガイモなどが作付けされていました。境界についても確認しました。申請者の今後の利用計画は、ブドウの作付けを増やし、ワイン用として販売して、3年後には申請地から約300本のワインを

醸造する予定とのことでした。

申請者がすでに借り受けている農地には、シャルドネやメルロー、アルバリーニョなど計450本ほど植えられています。昨年度は80kg、今年度は160kgを収穫する予定とのことでした。労働力は延べ40人ほどで収穫されているそうです。

土地所有者は今後も耕作を行い、従事していくとのことでした。具体的にはこれから話し合い、どのように関わっていくか決めるとのことでした。よろしくお願いします。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年5月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、石手啓夫委員をお願いします。

石手啓夫委員

5月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑の南側の3分の1程度に、ウメやキウイなどの果樹が植

えられており、北側にはトマトやナスなどの夏野菜が作付けされて  
いました。境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願ひ  
します。

事 務 局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行  
っている旨の証明について」です。令和4年5月20日に標記の申請  
があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、篠田政巳委員お願ひします。

篠 田 政 巳 委 員 5月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)の畑には、ナスやトマト、キュウリなどが作付けされ  
ていました。南側に直売所が設置されており、納税猶予の対象地か  
ら外れています。(4)から(6)の畑には、トウモロコシとジャガイ  
モが、(7)から(9)の畑にはタマネギやブロッコリー、ダイコンな  
どが作付けされており、これからエダマメの作付けをするとのこと  
でした。販売はJA直売所や庭先直売、スーパーでの委託販売との  
ことです。境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年5月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠 田 政 巳 委 員 5月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑の南北にハウスが2棟と作業着を入れるような簡易的な農業用倉庫がありました。北側の露地にはトマトやキュウリ、エダマメなどが作付けされていました。ハウスの中では、トマトやナス、キュウリの苗が栽培されており、JA直売所や市場に出荷しているとのことです。これからはパンジーやビオラの栽培をするとのことです。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年5月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、榎本重恭委員は本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 5月23日に、榎本重恭委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。こちらの畑にはモミジやウメ、マキなどの植木が植えられており、植木の剪定作業は手伝ってくれる方が2人いるとのこと。販売は植木業者が買い取りにくるとのことです。境界についても確認しました。榎本重恭委員も問題ないのではとのこと。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

瀧島規秀委員 3年前の調査時は、植木がうっそうと生い茂っていたと記憶していますが、今回は改善されていたということではよろしいのでしょうか。

事務局 日差しが入るような管理状況になっていました。また、昨年8月の

農地パトロール時に半田保之委員に現地を確認していただきお  
り、景観が改善されていたため、継続して管理をしていけば問題は  
ないとのこと意見をいただいていた。それを踏まえ、榎本重恭委  
員と事務局としましては、問題がないと考えております。

西 貝 孝 之 会 長 ほかに何かございますか。

半 田 保 之 委 員 大分改善はされているとは思いますが、去年の8月の調査時に植木  
としては大きすぎる木が数本見受けられることが気になっていまし  
た。現在も残っているのではと思いますが、いかがでしょうか。

事 務 局 一部大木は散見されましたが、申請者は植木の剪定を継続して管理  
していくとのことでした。今後も経過を注視しつつ、事務局として  
も確認をしていきたいと思っています。

西 貝 孝 之 会 長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願い  
します。

事 務 局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行  
っている旨の証明について」です。令和4年5月27日に標記の申請  
があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、木村隆昭委員お願いします。

木 村 隆 昭 委 員 5月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
こちらの畑の東側には、花やナス、キュウリなどが多彩に作付けされており、その南側にはブルーベリーが植えられていました。南側には、トラクターを置く単管パイプで組み立てられた屋根付きの農具入れがありました。西側には、スナッフエンドウやジャガイモ、スイカなどが作付けされてきました。販売は、ブルーベリーは摘み取りと無人販売で、野菜は無人販売と近隣配布とのことでした。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。

令和4年5月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【相続人、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員をお願いします。

加 藤 和 雄 委 員 5月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
(1)(2)(4)の畑の西側と中央一部が貸し付けされ区画割農園となっています。調査時は136区画のうち75区画が埋まっており、利用率は55%でした。また、75区画のうち46区画が区民に貸し付けされており、61%の区民使用率でした。畑中央の東西にハウスがあり、トマトやパプリカなどが作付けされていました。西側にもハウスがありトマトが作付けされていました。出荷先はJ A直売所やスーパーなどです。(3)の畑にはブルーベリーが植えられており、摘み取りを行っているとのことでした。境界についても確認しました。  
よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。

協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 令和3年度の活動結果の点検・評価について下記のとおり決定し、東京都を通じ農林水産省関東農政局へ報告する。

1 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)です。31ページから37ページまで、令和3年度の実績について記載

しております。はじめに、31ページをお願いします。I 農業委員会の状況については記載のとおりです。32ページをお願いします。

II 担い手への農地の利用集積・集約化です。練馬区は全域が市街化区域であるため、農地の利用集積は困難ですが、3 目標の達成に向けた活動の活動実績は、年間を通して、JAと連携し、貸し手と借り手とのマッチング調整等を実施した。実績として、令和3年度中に、自ら耕作が5件成立したとしました。4 目標及び活動に対する評価は昨年度に比べ、自ら耕作が1件増加したとしました。III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。33ページをお願いします。3 目標の達成に向けた活動の活動実績は、東京都を通じて、農業経営を開始したい就農希望者や農地を拡大したい農業者への農地確保に対する支援策を講じるよう、国に要望したとしました。4 目標及び活動に対する評価は、都に要望し、計画に沿って活動できたとしました。IV 遊休農地に関する措置に関する評価です。34ページをお願いします。3 2の目標の達成に向けた活動の活動実績は、農地の利用状況調査について農業委員16人で、8～10月に調査を実施し、11～3月に取りまとめを実施しました。その他活動は、都市計画部門等と情報を共有しつつ、所有者に対して農地性回復を求めたとしました。4 目標及び活動に対する評価は、農業従事者の高齢化や高齢者不足により、今後、肥培管理が行き届かない農地の発生が懸念されることから、練馬区が設けているねりま農サポーター制度の活用や、生産緑地の貸借のあっせんなどの対応が必要であるとしました。V 違反転用への適正な対応です。3 活動計画・実績及び評価は、新たな違反転用の発生はなく、評価としては日常活動としてのパトロールにより違反転用を防止できたとしました。35ページをお願いします。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。農地法第3条に基づく許可事務にかかる処理件数は2件です。37ペー

ジをお願いします。Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容です。対処内容は、いずれも農業委員・農業者大会での決議に向け、東京都農業会議を通じて要望したとしました。

Ⅷ 事務の実施状況の公表等は記載のとおりです。

30ページにお戻りください。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件については、これでまとめてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに38ページです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第3条の3に基づく届出の受理について」です。

令和4年4月25日に届出のあった標記の件について、「農地法第3条の3第1項の届出に係る事務処理規定」第4条第1項に基づき先決処理したので、同条第2項により下記のとおり報告する。

**【権利を取得したもの、届出に係る農地の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

次に、40ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。

**【物件地番・地積、所有者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に42ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和4年5月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

**【届出件数、面積などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

西貝孝之会長 委員の皆様からは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第23回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人